

新たに幼稚園を設置することを目的とする学校法人の設立認可取扱内規

(50総学二第718号)

(昭和51年2月2日)

(最終改正 27生私行第3523号)

(平成28年3月30日)

(趣旨)

第1 新たに幼稚園を設置することを目的とする学校法人(以下「学校法人」という。)の設立認可の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この取扱内規の定めるところによる。

(幼稚園設置基準等の適用)

第2 学校法人が設置する幼稚園の施設及び設備は、幼稚園設置基準及び東京都私立幼稚園設置認可取扱内規(以下「基準等」という。)に適合しているものとする。

(基本財産)

第3 学校法人は、基本財産として基準等に定める施設及び設備を有し、又はこれらの取得に要する資金を有しているものとする。

2 1の規定にかかわらず、学校法人は、教育上支障がないと認められる場合で、かつ、次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、20年以上の賃貸借契約等が締結されている場合は、園地を借用することができるものとする。ただし、次の(1)に該当し、かつ、20年以上の安定的な使用を確保できることが確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の財産で所有することが困難な場合

(2) 公益法人の財産で、寄附又は譲渡が困難な場合

(3) 借用部分が園地面積の2分の1以下の場合

(4) (1)から(3)までの規定にかかわらず、特別の事情がある場合

3 学校法人は、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められ、かつ、20年以上の賃貸借契約等が締結されている場合は、園舎を借用することができるものとする。ただし、国又は地方公共団体から園舎を借用する場合で、20年以上の安定的な使用を確保できることが確実である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。

4 学校法人は、その設置する幼稚園の施設に、役員に住居等教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設を付置してはならない。

5 1棟の建物の一部分である園舎は、園舎以外の部分と構造上明確に区分され、かつ、区分所有されていなければならない。

(運用財産)

第4 学校法人は、運用財産を確実な収入源によるものとし、運用財産のうち現金を年間経常経費の4分の1以上保有するものとする。

2 1の規定にかかわらず、第3 2(4)及び3の規定により園地及び園舎又は園地若しくは園舎を借用する場合は、学校法人は、次に掲げる運用財産を現金で保有するものとする。

(1) 園地及び園舎を借用する場合
年間経常経費の修業年限分以上

(2) 園地又は園舎を借用する場合
開設年度の年間経常経費1年分及び修業年限から1年を差し引いた年数分の賃借料

(負債等)

第5 学校法人の負債は、日本私立学校振興・共済事業団又は公益財団法人東京都私学財団が行う貸付又は融資に限り、園舎の建築費の2分の1の範囲内で認めるものとする。

2 1の負債についての抵当権の設定は、差し支えないものとする。

3 第3 2(4)及び3の規定により、園地及び園舎又は園地若しくは園舎を借用する場合は、1の負債の年間返済額が、当該学校法人の年間の事業活動収入の20パーセント以内の額であること。

(役員等)

第6 学校法人の役員及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育に関し識見を有する者のうちから選任するものとする。

2 公益法人が学校法人を設立する場合は、寄附行為に、その公益法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができるものとする。

附 則

1 この内規は、昭和51年4月1日から施行する。

2 幼稚園の設置を目的とする学校法人の設立認可等の取扱いについて(昭和37年8月1日付37総学二発第26号)は、昭和51年3月31日限りで廃止する。

附 則

この取扱内規は、平成14年4月23日から施行する。

附 則

この取扱内規は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(19生文私行第2954号)

この取扱内規は、平成20年2月8日から施行する。

附 則(27生私行第3523号)

この取扱内規は、平成28年4月1日から施行する。